

# さくらマンション小松川規則集

2022年 6月19日 改定版

住 宅 使 用 規 則

集 会 室 使 用 規 則

自 転 車 置 場 使 用 規 則

管 理 組 合 収 入 金 取 扱 規 則

防 犯 カ メ ラ 録 画 画 像 取 り 扱 い 規 則

資 産 管 理 規 則

# 住宅使用規則

目次	頁
(前文) .....	1
第1章 共用部分及び敷地	
第1条 (共用部分等における禁止事項) .....	1
第2条 (共用部分等の使用) .....	1
第3条 (使用申込及び使用承認) .....	1
第4条 (使用料及び徴収) .....	2
第5条 (使用承認の取消) .....	2
第6条 (エレベーターの利用) .....	2
第7条 (遵守事項) .....	2
第2章 専有部分及び専用使用部分	
第8条 (専有部分等における禁止事項) .....	3
第9条 (バルコニーの使用) .....	3
第10条 (ペットの飼育) .....	4
第11条 (住宅情報機器・火災報知器の使用) .....	4
第12条 (事前承認並びに連絡事項) .....	4
第13条 (通知事項) .....	5
第14条 (注意事項) .....	5
第3章 雑 則	
第15条 (災害防止) .....	6
第16条 (塵芥処理) .....	6
第17条 (苦情等の処理) .....	6
第18条 (規則外事項) .....	6
附 則	
第1条 (規則の発効) .....	7
別紙1. 共用部分等使用申込書 .....	8
別紙2. 共用部分等使用承認書 .....	9
別紙3. 事前事項届出書 .....	10
別紙4. 事前事項承認書 .....	11

# 集会室使用規則

目次	頁
(前文) .....	12
第1条(集会室の使用) .....	12
第2条(集会室の使用目的) .....	12
第3条(目的外使用の禁止) .....	12
第4条(使用時間) .....	13
第5条(使用料) .....	13
第6条(使用者の優先順位) .....	13
第7条(使用申込及び使用承認) .....	13
第8条(集会室の定期使用) .....	14
第9条(使用料の徴収) .....	14
第10条(使用承認の取消) .....	14
第11条(使用上の注意) .....	14
第12条(原状回復の義務等) .....	15
第13条(管理組合の責任外事項) .....	15
第14条(使用状況の記録) .....	15
第15条(規則外事項) .....	15
付則	
第1条(規則の発効) .....	15
別表1 集会室使用料 .....	16
別紙1 集会室使用申込書 .....	17
別紙2 集会室使用承認書 .....	18
使用器具一覧 .....	19

# 自転車置場使用規則

目次	頁
(前文) .....	20
第1条(使用者) .....	20
第2条(登録期間) .....	20
第3条(登録料) .....	20
第4条(登録申込及び登録) .....	20
第5条(登録料の徴収) .....	21
第6条(登録の取消) .....	21
第7条(シールの貼付) .....	21
第8条(自転車置場使用上の注意) .....	21
第9条(原状回復の義務等) .....	21
第10条(管理組合の責任外事項) .....	21
第11条(規則外事項) .....	22
付則	
第1条(規則の発効) .....	22
別紙1. 自転車置場使用申込書(第4条関係) .....	23
別紙2. 自転車置場使用承認書(第4条関係) .....	24

# 管理組合収入金取扱規則

目次	頁
(前文)	25
第1条(区分所有者の義務)	25
第2条(組合収入金の徴収方法)	25
第3条(組合収入金の保管、運用等)	25
第4条(帳簿の作成及び保管)	26
第5条(管理費用の支払)	26
第6条(占有者による納入)	26
第7条(公租公課)	26
第8条(規則外事項)	26
付則	
第1条(規則の発効)	26

## 防犯カメラ録画画像取り扱い規則

目次	頁
(前文) .....	27
第1条 (プライバシーの保護) .....	27
第2条 (理事会等による閲覧) .....	27
第3条 (貸与等) .....	27
第4条 (録画内容の保管期間) .....	27
第5条 (録画内容の閲覧請求) .....	27
第6条 (規則に定めのない事項) .....	27
付則	
第1条 (規則の発効) .....	28
別紙1. 閲覧請求書 .....	29

## 資産管理規則

目次	頁
(前文) .....	30
第1条 (区分所有者の義務) .....	30
第2条 (執行機関) .....	30
第3条 (理事・監事・理事会の義務) .....	30
第4条 (財産の管理の方法) .....	30
第5条 (通帳・印鑑の保管) .....	31
第6条 (口座残高の確認) .....	31
第7条 (規約の改廃) .....	31
付則	
第1条 (規則の発効) .....	31

# 住 宅 使 用 規 則

(前 文)

さくらマンション小松川管理規約（以下「規約」という。）第 18 条に基づき、対象物件の管理及び使用について必要な事項を定め、区分所有者及び専有者（併せて、以下「居住者」という。）の共同の利益を守り、良好な環境を維持することを目的として、下記のとおり住宅使用規則を定める。

## 第 1 章 共用部分及び敷地

(共用部分等における禁止事項)

第 1 条 居住者は、共用部分及び敷地（以下「共用部分等」という。）を使用するにあたり、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 電気室、受水槽室、ポンプ室その他立入り禁止場所及び危険な場所への立入り
- (2) 看板、広告、標識等の工作物の築造又は設置。ただし、規約に規定されているもの及びさくらマンション小松川管理組合理事長（以下「理事長」という。）が承認又は許可したものを除く
- (3) 不法占用又は塵芥等の放置
- (4) 敷地内通路での不法駐車及び自転車等の放置
- (5) 落書き等建物の美観を損ねる行為
- (6) 所定の場所以外で火気を使用すること
- (7) 防災用機器類を所定の用途以外に使用すること
- (8) 理事長の許可なく物品の販売、ビラの配付及び集会を開催すること
- (9) その他、理事長が禁止する事項

(共用部分等の使用)

第 2 条 居住者又は規約第 17 条(集会室については、規約第 15 条)で認められた第三者は、第 3 条に従い共用部分等を使用することができる。

(使用申込及び使用承認)

第 3 条 共用部分を使用しようとする者は、承認を得るべき行為に着手しようとする日の 7 日前までに、別紙 1 の共用部分等使用申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申し込みが適当であると認められる場合には、別紙 2 の共用部分等使用承認書

(以下「承認書」という。)を当該申込者に交付する。

- 3 理事長は、正常な使用を確保するために必要な限度において、理事会の決議を経て当該使用に係る行為の変更を指示し、又は条件を付すことができる。
- 4 第1項及び第2項の事務手続きは、理事会の決議を経て、管理を受託した会社が派遣する管理人に委任することができる。
- 5 前項の管理人は、第1項の申込書を受け取ったときは、すみやかに理事長に提出しなければならない。

(使用料及び徴収)

- 第4条 第2条の共用部分等の使用に伴う使用料は、さくらマンション小松川管理組合集会(以下「集会」という。)で定める。
- 2 理事長は、第3条第2項の共用部分等の使用承認時に前項の使用料を徴収する。

(使用承認の取消)

- 第5条 理事長は、使用者が次の各号に該当するときは、使用承認を取り消すことができる。
- (1) 使用方法が申込書の記載と異なるとき
  - (2) その他、使用者が規約又はこの規則に定める使用条件に違反し、若しくは理事長の指示に従わないとき
- 2 前項の規定により使用承認の取り消しを受けた者は、使用料の返還を請求できない。

(エレベーターの利用)

- 第6条 エレベーターを使用する者は、エレベーターの利用に関し、次の点に留意しなければならない。
- (1) 過重の場合のブザーに注意し、無理な乗り込みは避け、異常の場合は機内に備え付けのインターホンで連絡して、その指示に従うこと
  - (2) 重量物や容積の大きな品物の搬入及び搬出時に、エレベーターを使用する場合は、予め管理人に申し出て、その指示に従うこと
  - (3) 幼児がエレベーターを使用する場合は、必ず保護者が付き添うこと
  - (4) エレベーター内では、喫煙しないこと
  - (5) エレベーターには、自転車、オートバイを載せないこと
  - (6) その他、理事長が禁止する事項

(遵守事項)

- 第7条 共用部分等の使用者は、次の事項を守らなければならない。
- (1) 承認書の内容で使用する事

- (2) 階段や廊下は、できるだけ騒音を出さないように使用すること
- (3) 敷地内の施設又は機器類に損傷汚損を与えたときは、すみやかに理事長又は管理人に連絡し、その指示に従うこと
- (4) 盗難防止及び共用部分等保持のため、不審な人を見かけたときは、声をかける又は、管理人又は役員に連絡すること
- (5) 管理人に私的な雑用を依頼しないこと
- (6) 外来者来訪の際の駐車は、その都度管理人の指示に従うこと
- (7) その他、理事長の指示に従うこと

## 第2章 専有部分及び専用使用部分

(専有部分等における禁止事項)

第8条 居住者は、専有部分及び専用使用部分（以下「専有部分等」という。）の使用にあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) 共用部分等に影響を及ぼす変更をすること
- (2) 発火、引火、爆発等の恐れのある危険物、及び悪臭を発生する不潔な品物、劇薬、火薬類の持ち込み、保管（日常生活に必要な灯油等を除く。）、製造をすること
- (3) 他の居住者等に迷惑を及ぼす雑音、高音、振動を継続的に発すること
- (4) テレビ、ラジオ、ステレオ、ピアノ、カラオケ等の音量を著しくあげること。なお、ピアノ（消音装置のあるピアノで、同装置を使用する場合を除く。）の演奏については、午前9時から午後9時までとする。
- (5) 出窓の新設、その他外観形状を変更すること
- (6) 火災報知器、防犯設備等の非常機器類を非常時以外に使用すること
- (7) 構造体を損傷する恐れのある重量物を持ち込むこと
- (8) 体育用具等重量物を室内で投げ付けたり落下させること
- (9) 公序良俗に反する行為及び他の居住者等に迷惑、危害を及ぼす行為をすること
- (10) その他、理事長が禁止する行為をすること

(バルコニーの使用)

第9条 バルコニーを専用使用する者は、使用にあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) バルコニーに、避難に支障となる物置等これらに類する建造物を構築又は設置しないこと
- (2) バルコニーから物を投げ捨てないこと
- (3) バルコニーに、土砂を直接搬入したり大量の水を流さないこと

- (4) 植木鉢の水やりのとき、土砂の流出に十分注意すること
- (5) バルコニーの手摺りに寝具、敷物、洗濯物を干す場合は、落下に注意すること
- (6) 冷暖房用屋外機（ユニット）は、指定された場所以外に取付け又は吊下げないこと
- (7) その他、理事長が必要と認めた事項

（ペットの飼育）

第 10 条 ペット（犬、猫等。以下同じ）は、飼育を禁止する。

（住宅情報機器・火災報知器の使用）

第 11 条 居住者は、住宅情報機器・火災報知器の使用にあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 各機器の点検等に協力すること
- (2) 修理、取り替え費用は、区分所有者が行い、また負担すること
- (3) その他、理事長が指示すること

（事前承認並びに連絡事項）

第 12 条 居住者は、建物の保全及び居住環境を維持するため、次の各号については、事前に理事長の承認を得なければならない。

- (1) 玄関扉及び窓枠の色彩、意匠及び材質について入居時の設備と異なる変更をする場合
- (2) 専有部分等の改修・改造・営繕工事をする場合
- (3) 電気、ガス、給排水、通信等の諸設備の新設、増設、除去、変更をする場合
- (4) 大型金庫、ピアノ等の重量物を搬入、据付、移動する場合
- (5) その他、理事長が必要と認めた事項

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の場合は、工事等着工予定日の 1 か月前までに別紙 3 の事前事項届出書で工事図面及び仕様書を理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、第 1 項の承認を与えようとするときは、必要に応じ、理事会又は集会の意見を参考に別紙 4 の事前事項承認書を申し込み者に交付しなければならない。ただし、理事長は前文の目的を達成するために、事前事項承認に必要な条件を付することができる。

4 理事長は、第 1 項の承認事項について、理事会の議決により集会の承認事項とすることができる。

5 理事長は必要と認めたときは、承認した行為であっても、理事会の決議を経て、その行為の実施中又は実施後、実施行為について調査することができる。この場合、実施者は、この調査に協力しなければならない。

(通知事項)

第 13 条 居住者は、次の各号について、事前に理事長に通知しなければならない。

- (1) 入居、転居、売却する場合
- (2) 専有部分等を第三者に占有させる場合
- (3) その他、理事長が必要と認めた事項

(注意事項)

第 14 条 居住者は、次の各号について注意・協力して共同生活を行わなければならない。

- (1) 各戸前廊下及び階段の清掃保持については、各自協力して行うこと
- (2) 廊下、階段、玄関等への水の放流を行わないこと
- (3) バルコニーの排水口のゴミは、雨水管の詰まりを防止するために、各自が随時清掃すること
- (4) 台所、洗面室、トイレ等の漏水に充分注意すること
- (5) トイレでは、水溶性以外の紙を使用せず、紙オムツ、おしめ、下着、衛生用品などは絶対に流さないこと
- (6) 天ぷら油等の廃油及び洗髪後の抜毛は、排水管の詰まりの原因となるため絶対に流さないこと
- (7) 木造家屋に比べ気密性が高いので、結露を防ぐため室内の換気に充分注意すること
- (8) 玄関扉は、必ず施錠又はドアチェーンを装着し、防犯に留意すること
- (9) 来訪者には、インターホン又はドアチェーンをかけて対応すること
- (10) 各郵便受け及びその郵便物は、各専用使用者が管理すること
- (11) その他、理事長が必要と認めた事項

### 第3章 雑 則

#### (災害防止)

第15条 居住者は、災害防止のため、平素から避難施設の位置、備え付けの消火器具の使用方法を熟知すると共に、次の各号を遵守し、万一の場合は被害を最小限に止めるよう各自協力しなければならない。

- (1) 消防隊専用栓、非常警報設備の付近に品物を放置しないこと
- (2) 階段等緊急時の避難用通路となる場所へ、私物を放置しないこと
- (3) 火災報知器、防犯設備等の非常器具類を非常時以外に使用しないこと
- (4) バルコニーは、緊急時の避難用通路を確保しておくこと
- (5) 出火発見の場合は、直ちに非常ベルを押すと共に119番へ出火場所を通報すること
- (6) 出火場所が自分の専有部分である場合は、窓及び扉を締めて空気を遮断すること
- (7) 避難するときは、必ず窓、扉を締めて延焼を防ぐこと
- (8) 万一に備え、避難方法を調べておくこと
- (9) ガス器具は、必ずガス会社の点検を受けること
- (10) 防災、防火訓練には極力参加し、これらの行事に協力すること
- (11) 各専有部分においては、消火器等を備えること
- (12) その他、理事長が必要と認めた事項

#### (塵芥処理)

第16条 居住者は、塵芥の区分及び収集等について、理事長の指示に基づき各自協力しなければならない。

- 2 廃棄する塵芥は、他の居住者の迷惑にならないよう所定の場所に、区別して置かなければならない。
- 3 粗大廃棄物がある場合は、予め管理人に申し出てその指示に従わなければならない。

#### (苦情等の処理)

第17条 他の居住者との間において、対象物件の使用上調整すべき事項が生じたときは、当事者が理事長に申し出るものとする。

- 2 理事長は、前項の申し出があった場合には、必要に応じて理事会又は集会を招集するものとする。
- 3 苦情等は、管理人に申し出る。

#### (規則外事項)

第18条 本規則に定めのない事項については、集会で決定する。

付 則

(規則の発効)

第1条 本規則は、管理組合設立集会の日(平成9年1月26日)から効力を発する。

平成19年6月 3日 改定

平成30年6月10日 改定

## 共用部分等使用申込書

申込年月日 令和 年 月 日

さくらマンション小松川管理組合  
理事長 殿

申込者 住所  
氏名 印

住宅使用規則第 3 条に基づき、下記のとおり 共用部分・敷地 の使用申込をいたします。

### 記

1. 使用目的
2. 使用場所
3. 使用日時 令和 年 月 日  
時間
4. 使用方法
5. 使用責任者 住所  
氏名
6. 使用料  
その他

## 共用部分等使用承認書

申込年月日 令和 年 月 日  
承認年月日 令和 年 月 日

申込者 住所  
氏名 殿

さくらマンション小松川管理組合  
理事長 印

下記の条件により、 共用部分・敷地 の使用を承認します。

### 記

1. 使用目的
2. 使用場所
3. 使用日時 令和 年 月 日  
時間
4. 使用方法
5. 使用責任者 住所  
氏名
6. 使用料 円
7. その他

## 事前事項届出書

申込年月日 令和 年 月 日

さくらマンション小松川管理組合  
理事長 殿

申込者 住所  
氏名 印

住宅使用規則第12条に基づき、下記のとおり届出ます。

### 記

1. 届出事項 (具体的に)

2. 実施日 令和 年 月 日から平成 年 月 日  
時 分から 時 分

3. 工事責任者 住所  
(業者) 氏名  
連絡先

4. その他 図面等は、別に添付すること

## 事前事項承認書

申込年月日 令和 年 月 日

承認年月日 令和 年 月 日

申込者 住所

氏名

殿

さくらマンション小松川管理組合

理事長

印

下記の条件により、届出事項の行為について承認します。

### 記

1. 条件

2. その他

# 集 会 室 使 用 規 則

(前 文)

さくらマンション小松川管理規約（以下「規約」という。）第 15 条に基づき、集会室の使用に関し、下記のとおり集会室使用規則を定める。

(集会室の使用)

第 1 条 集会室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 区分所有者
- (2) 専有部分の占有者
- (3) 公共機関。ただし、区分所有者及び専有者（以下「居住者」という。）を対象として公共の目的のために使用する場合に限る
- (4) その他、さくらマンション小松川管理組合理事長（以下「理事長」という。）が認める者

(集会室の使用目的)

第 2 条 集会室は、原則として次の各号の為に使用する。

- (1) さくらマンション小松川管理組合（以下「管理組合」という。）又は、さくらマンション小松川管理組合理事会（以下「理事会」という。）の会議等
- (2) 居住者の自治活動、親睦、文化厚生を目的として行う講演、読書、美術、茶道、華道、洋裁手芸等の懇談会、講習会、文化教室等

2 次の各号の場合には、前項の規定にかかわらず、集会室を使用させることができる。

- (1) 居住者の葬儀
- (2) 管理組合が主催する広告宣伝、販売のための使用
- (3) その他、前各号に準ずるもので、特に理事長が認めたもの

(目的外使用の禁止)

第 3 条 集会室の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めず、使用中の場合も中止させることができる。

- (1) 公序良俗を乱す恐れがある場合
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 集会室使用申込書に記載された使用目的以外に使用する恐れがある場合
- (4) 危険物、爆発物、毒物等を持ち込む場合
- (5) 管理運営上、支障をきたす恐れがある場合、及び前各号に準ずると理事長が認めた場合

- (6) 使用責任者、使用者が過去に本規則に違反し、理事長の指示に従わなかった場合
- (7) その他、理事長が使用させるべきでないとした場合

(使用時間)

第4条 集会室の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

(使用料)

第5条 集会室の使用料は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合は無償とする。

- (1) 管理組合（理事会を含む。）が使用する場合
- (2) 公共機関が居住者を対象として公共の目的のために使用する場合
- (3) 理事長が認めた場合

2 理事長は、集会室に係る維持管理費の増加等により必要と認めたときは、さくらマンション小松川管理組合集会（以下「集会」という。）の決議を得て、使用料の額を変更することができるものとする。

(使用者の優先順位)

第6条 居住者が集会室を使用できる順位は、次のとおりとする。理事長は、1位、2位の使用上、必要ある場合は、優先順位に従い、使用申込者の申込日時等を変更し、又は予約を取り消すことができる。

- 1位 居住者の葬儀のための使用
- 2位 管理組合（理事会を含む。）の使用
- 3位 その他、居住者の使用

(使用申込及び使用承認)

第7条 集会室の使用を希望する居住者は、別紙1の集会室使用申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、理事長（申込窓口は管理室）に申し込まなければならない。

2 集会室は、次の各号に定める基準に従って申し込みを受け付けるものとし、同一の期日又は同一使用時間（別表1の使用時間をいう。以下同じ。）に2以上の申し込みがあったときは、第6条の優先順位で受け付けるものとし、同位の場合は先に申し込みを行った者を優先する。

- (1) 管理組合の業務上使用する場合及び第2条第2項2の場合は、使用する月の前月1日の午前9時から受け付ける。ただし、同日が休日の場合は、その翌日の午前9時から受け付ける。
- (2) 前号以外の場合は、集会室を使用する月の前月3日の午前9時から受け付ける。ただし、同日が休日の場合は、その翌日の午前9時から受け付ける

- 3 理事長は、第1項の申し込みが適当であると認められる場合には、別紙2の集会室使用承認書（以下「承認書」という。）の交付をもって使用承認に代えるものとする。
- 4 使用責任者は、居住者で成年に達した者でなければならない。

（集会室の定期使用）

- 第8条 居住者の文化、厚生、懇談会グループ（以下「グループ」という。）が第2条第1項2に掲げる目的のため、集会室を定期的に使用希望する場合は、前条第1項の規定に係らず、予め申込書に必要事項を記入し、半期毎に理事長に届出、使用開始月の1ヵ月前までにその承認を受けなければならない。ただし、使用回数等は週1回1日1使用時間以内とする。
- 2 前項の場合において、同一期日又は同一時間に2以上の申し込みがあり、それらのグループ間で調整が付かない場合は、抽選により決定する。

（使用料の徴収）

- 第9条 理事長は、第7条第3項の規定により集会室の使用を承認するときは、第5条の使用料を、当該申込者から使用申込日に徴収するものとする。
- 2 前項の徴収した使用料は、理事長が特別な理由があると認めた場合を除き、返還しないものとする。

（使用承認の取消）

- 第10条 理事長は、使用者が次の各号に該当するときは、使用承認を取り消すものとする。
- (1) 使用方法が申込書の記載と異なるとき
  - (2) その他、使用者が規約又は本規則に定める使用条件に違反し、若しくは理事長の指示に従わないとき
- 2 前項の規定により使用承認の取り消しを受けた者は、使用料の返還を請求できない。

（使用上の注意）

- 第11条 集会室の利用者は、次の各号を守らなければならない。
- (1) 承認書に記載された内容で使用する
  - (2) 使用中の騒音等、他の居住者の迷惑となる行為をしない
  - (3) 使用上必要な什器備品の配置及び収納は、使用者が行う
  - (4) 使用責任者は、使用後直ちに清掃、火気の後始末、戸締り点検、使用備品の整理等を遺漏なく行うとともに、鍵を管理室又は担当理事へ返還し、異常の有無を報告すること
  - (5) 空調機器、湯沸器等の設備を使用するときは、使用責任者は事前に管理室へ申し出て、その指示に従い使用する
  - (6) 使用する茶等は持参すること

(7) 集会室は共用部分のため禁煙とする。

(8) その他、理事長の指示に従うこと

(原状回復の義務等)

第12条 使用者は、故意又は過失により集会室の建物、設備を損傷し、又は什器備品等を毀損若しくは紛失したときは、使用責任者の負担と責任において原状に修復しなければならない。

(管理組合の責任外事項)

第13条 管理組合は、その損害が管理組合の責に帰することが明白な場合を除き、使用時における各種の損害に対して賠償責任を負わないものとする。

(使用状況の記録)

第14条 理事長は、申し込み及び使用状況の記録を管理室に備えておかなければならない。

(規則外事項)

第15条 本規則に定めのない事項については、集会で決定する。

付 則

(規則の発効)

第1条 本規則は、管理組合設立集会の日（平成9年1月26日）から効力を発する。

平成19年6月 3日 改定

平成30年6月10日 改定

別表 1. 集会室専用使用料（第 5 条関係）

	1 時間当たりの使用料金
洋 室	4 0 0 円
和 室 1（6 畳）	2 0 0 円
和 室 2（8 畳）	3 0 0 円

- 注 1. 使用時間は原則、管理員の勤務時間内とする。  
（準備・後片付け時間を含む）なお、理事長の承認を得られた場合はこの限りではない。
2. 居住者以外の使用は、上記料金の倍額とする。
  3. 葬儀で使用される場合は、3 部屋（洋室・和室 1 和室 2）を終日使用して 5, 0 0 0 円とする。
  4. 破損が生じた場合は、使用者の責任で修復することとする。
  5. 端数時間は切り上げとする。

# 集会室使用申込書

申込年月日 令和 年 月 日

さくらマンション小松川管理組合

理事長 殿

申込者 さくらマンション小松川

号室 氏名 ⑩

集会室使用規則第 7 条（第 8 条）に基づき、下記のとおり集会室の使用申込をいたします。

## 記

1. 使用目的
2. 使用責任者 さくらマンション小松川 号室  
氏名
3. 使用月日 令和 年 月 日（曜日）
4. 使用時間 時 分 ～ 時 分
5. 使用申込室 洋室 和室 1 和室 2
6. 参加人員 居住者 名  
居住者外 名
7. 使用器具 別紙 使用器具一覧表のとおり

## ※ 注意

1. 使用時間は原則、管理員の勤務時間内とする。（準備・後片付け時間を含む）  
なお、理事長の承認を得られた場合はこの限りではない。
2. 破損が生じた場合は、使用者の責任で修復することとする。
3. 端数時間は切り上げとする。

## ※ 使用料金 1 時間

洋室	和室 1（6 畳）	和室 2（8 畳）
400 円	200 円	300 円

居住者以外の使用は、上記の倍額とする。

# 集会室使用承認書

申込年月日 令和 年 月 日

承認年月日 令和 年 月 日

申込者 さくらマンション小松川 号室  
氏 名 殿

さくらマンション小松川管理組合  
理事長 

下記の条件により、集会室の使用を承認します。

## 記

1. 使用目的
2. 使用責任者 さくらマンション小松川 号室  
氏 名
3. 使用日時 令和 年 月 日（ 曜日）  
時 分 ～ 時 分
4. 使用申込室 洋室 和室1 和室2
5. 参加人員 居住者 名 居住社外 名
6. 使用器具 別紙 使用器具一覧表のとおり
7. 使用料 円

## ※ 注 意

1. 使用時間は原則、管理員の勤務時間内とする。（準備・後片付け時間を含む）  
なお、理事長の承認を得られた場合はこの限りではない。
2. 破損が生じた場合は、使用者の責任で修復することとする。
3. 端数時間は切り上げとする。



# 自転車置場使用規則

(前 文)

さくらマンション小松川管理規約（以下「規約」という。）第14条に基づき、自転車置場の使用に関し、下記のとおり自転車置場使用規則を定める。

(使用者)

第1条 自転車置場を使用できる者（以下「使用者」という。）は、さくらマンション小松川居住者で登録した者とする。

(登録期間)

第2条 登録期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、更新することができる。

2 廃止

3 更新する場合は、登録期限の2週間前までに更新手続きをしなければならない。

(登録料)

第3条 登録料は、下記のとおりとする。

	1台目	2台目	3台目
自 転 車	1,000円	1,500円	3,000円
原 動 機 付 自 転 車	3,000円	—	—
軽二輪車（250CC までのもの）	5,000円	—	—
自動二輪車（250CC 超えるもの）	8,000円	—	—
子供用自転車（120 cm以下）	無償	—	—

2 理事長は、自転車置場に係る維持管理費の増加等により必要と認めたときは、さくらマンション小松川管理組合集会（以下「集会」という。）の決議により、前項の登録料の額を変更することができるものとする。

(登録申込及び登録)

第4条 登録を希望する者は、別紙1の自転車置場使用申込書に必要事項を記入のうえ、理事長に申し込まなければならない。

2 申込は、1戸あたり1台とする。ただし、自転車置場に余裕がある場合は順次その使用申込台数を増加することができる。また、収容可能台数を越えるときは、抽選等により決定する。

3 申し込みの受付期間は、理事長が決定し、別紙2の登録証等（シールを含む。）の交付をもって登録に代えるものとする。

（登録料の徴収）

第5条 理事長は、前条第3項の規定により登録証を交付するときは、第3条の登録料を、当該使用者から登録証交付日に徴収するものとする。（年額前払い）

2 使用者は、転居等により自転車置場を使用する必要がなくなったときは、理事長に申し出て、使用を取り止めることができる。この場合、自転車置場使用者は使用料の返還を請求できない。

（登録の取消）

第6条 理事長は、使用者が次の各号に該当するときは、登録を取り消すものとする。

（1）登録を受けた者以外の者に使用させたとき

（2）その他、規約、本規則に定める使用条件に違反し、若しくは、理事長の指示に従わないとき

2 前項の規定により登録の取消しを受けた者は、登録料の返還を請求できない。

（シールの貼付）

第7条 使用者は、登録を受けた自転車、原動機付自転車、軽二輪車、自動二輪車、子供用自転車（以下、併せて「自転車等」という。）に管理室が発行する駐輪場シールを貼付しておかなければならない。

（自転車置場使用上の注意）

第8条 自転車置場使用者は、次の各号に定めることを遵守し使用しなければならない。

（1）自転車置場内にある自転車等の整理整頓に努めるものとする。

（2）自転車置場内で他の自転車等を汚染又は破損する恐れのある行為をしてはならない。

（3）自転車置場を破損するような行為をしてはならない。

（4）その他危険な行為をしてはならない。

（5）前各号のほか、理事長が管理上必要と認めて禁止した行為をしてはならない。

（原状回復の義務等）

第9条 使用者は、故意又は過失により自転車置場又は自転車置場内で他の自転車等を毀損したときは、当該使用者の責任において原状に復し、又はその修復に要する費用を負担しなければならない。

（管理組合の責任外事項）

第10条 さくらマンション小松川管理組合（以下「管理組合」という。）は、その損害が管理組合の責に帰することが明白な場合を除き、自転車置場内の自転車等の汚損、毀損、盗難等の損害に対して賠償責任を負わないものとする。

(規則外事項)

第11条 本規則に定めのない事項については、集会で決定する。

付 則

(規則の発効)

第1条 本規則は、管理組合設立集会の日（平成9年1月29日）から効力を発する。

平成19年6月 3日 改定

平成30年6月10日 改定

## 自転車置場使用申込書

申込年月日 令和 年 月 日

さくらマンション小松川管理組合  
理事長 殿

申込者 号室

氏 名 印

自転車置場使用規則第5条に基づき、下記のとおり自転車置場の使用申込をいたします。

### 記

1. 希望区画

2. 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 対象自転車等 自転車（ ） 原動機付自転車・軽二輪車・自動二輪車（ ）

注. 自転車の（ ）内には公安委員会への登録番号を、原動機付自転車・軽二輪車・自動二輪車の（ ）内にはナンバープレートの登録番号を記載すること。

## 自転車置場使用承認書

申込年月日 令和 年 月 日

承認年月日 令和 年 月 日

申込者 号室

氏名

殿

さくらマンション小松川管理組合

理事長

印

下記の条件により、自転車置場の使用を承認します。

### 記

1. 自転車置場番号

2. 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 対象自転車等 自転車（ ）、原動機付自転車・軽二輪車・自動二輪車（ ）

4. 使用料 円

5. 管理規約・自転車置場使用規則等を遵守し、理事長の指示に従うこと。

6. その他

# 管理組合収入金取扱規則

(前 文)

さくらマンション小松川管理規約（以下「規約」という。）第28条の規定に基づき、区分所有者が負担する管理費、修繕積立金及び共用部分専用使用料等（以下「組合収入金」という。）の取扱いを適正に行うことを目的として定める。

(区分所有者の義務)

- 第1条 区分所有者は、さくらマンション小松川管理組合集会（以下「集会」という。）により選定された金融機関に、区分所有者の普通預金口座を開設しなければならない。
- 2 区分所有者は、毎月27日までに翌月分の組合収入金を前項に定める口座に納金しなければならない。
  - 3 区分所有者は、徴収された組合収入金について、返還請求することができない。
  - 4 区分所有者は、定められた期日までに納入しないときには、延滞金を支払わなければならない。

(組合収入金の徴収方法)

- 第2条 管理組合は、組合収入金を前条の金融機関の口座から、自動振替により徴収する。
- 2 前項の自動振替により組合収入金を徴収出来なかった場合は、その未収金に対して500円/月の延滞金を付す。
  - 3 前項の延滞金は、組合収入金に充当する。

(未払金等への対応)

- 第2条の2 管理組合は、前条の未払金に対し、次に掲げる方法を基本として回収に努めなければならない。
- ① 未払金発生月並びに2ヶ月目：延滞金を含む請求書を送付。
  - ② 3ヶ月目：督促状を送付。電話、または訪問による督促。
  - ③ 4ヶ月目：理事会の決議により、勧告書を送付。
- 2 前項の手続きは、管理会社の委託業務とすることが出来る。
  - 3 未払金発生から4ヶ月を経過し、未払金が解消できない時は、理事会は訴訟手続き等の検討を行わなくてはならない。
  - 4 前項により訴訟を起こした場合、裁判、弁護士費用等は、滞納者が負担するものとする。
  - 5 前項の場合、理事会は訴訟の相手、訴訟の理由について組合員に明らかにすることが出来る。
  - 6 未払金発生から5ヶ月を経過したもの、又は未払金の額が10万円を超えたものについては、理事会はその詳細について、集会で報告しなければならない。

(組合収入金の保管、運用等)

- 第3条 会計担当理事は、徴収した組合収入金を適正に保管し、有効に運用しなければならない。

(帳簿の作成及び保管)

第4条 会計担当理事は、組合収入金及び延滞金等の収支についての帳簿を作成し、保管しなければならない。

(管理費用の支払)

第5条 会計担当理事は、管理を請負った管理会社の請求により、管理費用を理事長の承認を得て口座振替により同管理会社へ支払う。

(占有者による納入)

第6条 占有者は、当該区分所有者の承諾を得て、組合収入金を納入することができる。

(公租公課)

第7条 敷地及び共用部分等に係る公租公課は、税務当局の請求により、各区分所有者が直接支払う。

(規則外事項)

第8条 本規則に定めのない事項については、集会で決定する。

付 則

(規則の発効)

第1条 本規則は、管理組合設立集会の日（平成9年1月26日）から効力を発する。

平成19年 6月 3日 改定

平成28年 6月 5日 改定

令和 元年 6月 9日 改定

令和 4年 6月19日 改定

# 防犯カメラ録画画像取り扱い規則

## (前 文)

防犯カメラシステムは、不審な来訪者等を録画装置により記録することで、さくらマンション小松川の共有財産の保持や、より安全で快適な共同生活を維持することを目的とし設置され、その運用にあたっては以下の運用規約を定めるものとする。

## (プライバシーの保護)

第1条 管理組合員のプライバシー保護の観点から、防犯システムにより録画された画像および知り得た情報は、理事会の承認無で他に公開してはならない。

## (理事会等による閲覧)

第2条 管理組合理事会が必要と判断するとき、または管理会社はその業務遂行上必要なとき、理事会役員及び管理会社の業務従事者（フロント担当者及び管理員）が録画内容を閲覧することを妨げないものとする。

## (貸与等)

第3条 事件・事故等の解決の為、警察・消防等関係官庁に貸与するときは、理事会の承認を得なければならないものとする。

## (録画内容の保管期間)

第4条 録画内容は、最低30日間保管されるものとし、その後は自動的に上書きされ消去されるものとする。

2 理事会が特に定めた事件・事故に関する画像は別の記録媒体に保管することができるものとする。

3 上記保管期間は、理事会で都度、別途協議し定めるものとする。

## (録画内容の閲覧請求)

第5条 管理組合員は、事件・事故等が発生し、その当事者もしくは重要な関係者となった場合に限り、理事会に対して録画内容の閲覧を求めることができる。閲覧は、別に定める閲覧請求書に必要事項を記入の上、理事会に提出し、必ず理事会の承認の上、理事会役員立会いの下に複数人で行うものとする。

## (規則に定めのない事項)

第6条 防犯カメラシステム運用上、本規則に定めのない問題及び不明事項が発生した場合、理事会にて協議の上、別途補足事項を取決めることとする。

## 付則

### (規則の発効)

第1条 本規則は平成16年6月7日より発効する。

別紙 1.

## 閲 覧 請 求 書

年 月 日

さくらマンション小松川管理組合理事会・理事長殿

わたしは、下記の事由により、防犯カメラ録画内容の閲覧を希望します。  
なお、閲覧にあたっては運用規則を遵守し、プライバシーの保護に務めます。

部屋番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

請求理由

閲覧したい録画内容の日時・時間帯

場 所 : \_\_\_\_\_

月 日 : \_\_\_\_\_

時間帯 : \_\_\_\_\_

私たち立会者は、閲覧にあたり運用規約に基づき行動することを誓約します。

立会理事 : \_\_\_\_\_ (印)

立会理事 : \_\_\_\_\_ (印)

立 会 人 : \_\_\_\_\_ (印)

立 会 人 : \_\_\_\_\_ (印)

立 会 人 : \_\_\_\_\_

※ 最低理事会役員 1 名の立会を要すること。

協議の結果、閲覧を許可します。

協議の結果、閲覧は不許可とします。

さくらマンション小松川管理組合  
理事長



# 資 産 管 理 規 則

## (前文)

さくらマンション小松川管理組合の財産保全、資産管理を目的として本規則を定める。

## (区分所有者の義務)

第1条 各区分所有者は、管理組合の管理費、修繕積立金などの財産の保全に努めなければならない。

## (執行機関)

第2条 通常集会の決議により、財産保全、資産管理の執行を理事会に委任する。

## (理事・監事・理事会の義務)

第3条 理事は、財産預託金融機関及び金融商品の安全性に関する情報入手に心掛け、理事会に報告し検討しなければならない。

2 預託先の変更あるいは金融商品の解約、売却を行う時は、理事会の決議を経るものとし、財産保全、資産管理の対策を速やかに講じなければならない。

3 監事は、財産保全の状況の把握に努めなければならない。

4 財産預託先金融機関及び金融商品の安全性に疑義を生じた時は、理事会で協議の上、速やかに対応を取るものとする。

## (財産の管理の方法)

第4条 さくらマンション小松川管理規約第28条の区分所有者が納入する管理費等を適正に管理するため、管理費、修繕積立金、一時預かり金として分別管理する。

2 本管理組合の会計管理は次のとおりとする。

(1) 管理費等は、各区分所有者の金融機関の口座から自動振替の方法で集金し、収納される。

(2) 管理規約第66条に基づき管理費、修繕積立金、一時預り金の別に預金口座を開設しそれぞれを個別に管理する。

(3) 支払いは、理事会または理事長と会計担当理事が承認した後に行う。

(4) 修繕積立金の運用に関しては、次の事項を考慮して行うものとする。

イ 金融商品の選択に当たっては、原則として元本が保証されるものとする。

ロ 金融機関を選択する際は、格付けランクを参考にする。

ハ 定期性の商品においては、長期修繕計画に基づき、支出の時期を考慮して期間を決め、通帳ごとに管理する。途中解約、売却することが可能で、

元本割れの危険性の少ないものを選択する。

ニ) ペイオフ対象の金融商品の場合、原則保証される金額を限度とする。

ホ) 国債または政府系金融機関の債権を購入する場合は、同一商品の限度を理事会で協議する。

ヘ) 積立損害保険の契約をする場合は、長期修繕計画により、修繕積立金の支出時期を考慮し、契約期間を決める。

(5) 理事会で承認の下、予備口座の開設が出来る。

(6) 管理委託契約を締結して、会計管理業務の一部を管理会社に委託する。

### **(通帳・印鑑の保管)**

第5条 預金口座、証券等の印鑑は、管理組合理事長印を使用する。

2 印鑑は、理事長が保管しなければならない。

3 管理費等収納口座の通帳は、会計担当理事が保管する。

4 修繕積立金保管口座の預金通帳、保険証券等は、管理組合事務所の金庫または貸金庫を利用して保管する。

### **(口座残高の確認)**

第6条 理事長並びに会計担当理事は、各口座の残高を確認し、随時理事会に報告する。

2 修繕積立金の運用に関して、口座の残高の残高証明書、確認書を金融機関に随時発行させ、理事会において確認する。

### **(規定の改廃)**

第7条 本規定の改定、廃止は、理事会の決議を経て通常集会にて承認を得るものとする。

## **付則**

### **(規則の発効)**

第1条 本規則は、平成17年6月5日より実施する。